

愛媛県・宇和海の赤潮被害で 20 万尾以上の養殖魚がへい死

去る 7 月に、愛媛県の宇和海で(通常では考えられない潮流の速い離島を中心に)大規模な赤潮が発生し、現地の魚類養殖業に甚大な被害をもたらしました。この赤潮は魚類に有害なプランクトンであるカレニア・ミキモイによるもので、1・2年魚はまちを中心として 20 万尾を超える養殖魚が短時間のうちにへい死するという大きな災害となりました。

また、豊後水道を挟んだ対岸の大分県でも 7 月上旬から中旬にかけてカレニア・ミキモイ赤潮が発生し、1～3 年魚はまち・3 年魚ひらまさなどに被害が発生しています。

今回の愛媛県と大分県における赤潮被害に対しては、2 億円を超える共済金の支払いが見込まれていますが、これらの被害に対してできるだけ早期に共済金を支払うため、現在、共済組合が全力を挙げて事故査定を行っているところです。

異常な赤潮による魚類養殖業の被害に対する共済金支払状況 (単位:千円)

年 度	件 数	支払共済金	主 な 被 害 発 生 県
14 年度	35	92,370	長崎、熊本、鹿児島
15 年度	89	1,396,243	広島、徳島、香川、長崎、熊本、鹿児島
16 年度	30	273,014	広島、香川、熊本
17 年度	22	131,225	広島、徳島、熊本、鹿児島
18 年度	3	29,094	大分

養殖業者にとって、手間と経費を掛けて大切に育てた魚が短期間のうちにへい死してしまう赤潮の発生は大きな脅威です。被害程度に大小はありますが、赤潮被害は毎年必ず発生しています。特に今回の赤潮は近年ほとんど被害の無かった水域で発生したもので、この秋以降出荷を予定していた2・3年魚に大きな被害が発生し、養殖経営にとって大きな痛手となりました。

こうした異常な赤潮被害から、養殖業者の経営を守るための制度が「赤潮特約」です。この仕組みは、突発的に発生して養殖業に多大な損害を与える異常な赤潮による被害を救済するため、昭和 49 年 10 月に導入されたものですが、これに係る掛金が漁業者の負担とならないよう、国と地方自治体がその全額を助成しています。このことこそ、行政庁が「赤潮特約」を養殖業者の経営を守る重要な災害対策として位置づけている証しであると言えるでしょう。実際、この制度がなければ漁業者の掛金負担は増大し、加入したくてもできなかった養殖業者が被災した場合には、養殖経営の存続さえもが危ぶまれることになりかねません。

地球温暖化による影響からか8月に入っても酷暑が続いており、台風や赤潮発生の脅威についてはまだまだ予断を許しません、このような災害ができるだけ起こらないよう祈らずにはられません。

今回の赤潮で被害を受けられた養殖業者の皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、赤潮などの自然災害を避けて通れない養殖業の経営を守るため、「ぎよさい」でつなぐ明日の漁業”をスローガンに展開しております。「ぎよさい」の加入促進につき、引き続き関係者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。